

品川区専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いに関する運用基準

制定	平成 28 年 1 月 5 日	部長決定
改正	平成 28 年 4 月 11 日	部長決定
改正	令和 3 年 12 月 27 日	部長決定
改正	令和 4 年 12 月 26 日	部長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、品川区工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する専任を必要とする主任技術者（以下「専任の主任技術者」という。）が兼務することができる場合についての必要な事項を定めるものとする。

(兼務を認める条件)

第 2 条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で 2 件まで専任の主任技術者は兼務することができるものとする。ただし、監理技術者には適用しない。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれるものとする。

(2) 現場代理人と主任技術者を兼ねていないこと。

(3) いずれも、品川区が発注した工事であること。

(4) いずれも、工事現場が品川区内であること。

(5) 対象は、元請の主任技術者とする。

(6) 公表時に兼務可の旨を明示している工事であること。

(兼務を認めない場合)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は兼務を認めないものとする。

(1) 前 2 条に規定する条件全てを満たしていない場合。

(2) 前年度または当該年度における工事成績評定に 60 点未満の評定がある場合。

(3) 発注部署の所属長が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した場合。

(4) 第 4 条に規定する「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」（様式 1）を提出しない場合。

(兼務に関する手続き等)

第 4 条 専任の主任技術者の兼務については、次の手続きを行うこととする。

(1) 起工時

- ①工事発注部署の担当者は設計額4,000万円以上9,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円以上9,000万円未満)の工事を起工する場合は特記仕様書の中に「専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いに関する運用基準に基づき主任技術者の兼務を認める。」と記載する。
- ②上記①について、工事発注部署の判断により工事を運用基準の対象外とする場合は特記仕様書内で「本工事は専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いに関する運用基準の対象外とする。」と記載する。
- ③上記(①・②)について、工事主管部署の担当者から契約担当者へ提出する「制限付き一般競争入札発注予定表(甲)」に兼任の可・不可を記載する。

(2) 公表から参加申込受付終了まで

- ①契約担当者は、専任技術者の兼務を認める案件又は認めない案件にかかわらず、電子調達システムの「発注案件表(工事)」に「専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いについて」を添付する。
- ②契約担当者は、入札参加申込者(以下「申込者」という。)が専任技術者の兼務を希望する場合は、参加申込受付終了日までに「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書(様式1)」(以下「兼務申請書」という。)を電子調達システムまたは持参により提出させる。
- ③②の提出に当たっては、兼務申請書内の「希望申込み案件の工事主管部署確認印」(以下「申込工事確認印」という。)及び「既に履行中の工事の工事主管部署確認印」(以下「履行工事確認印」という。)の押印は必要としない。
- ④「既に履行中の工事」が非専任となる工事であっても、希望申込み案件は兼務申請の対象となるため、申込者から兼務申請書を提出させる。
- ⑤契約担当者は、兼務申請書の提出を受けた場合は、複写を希望申込み案件の工事発注部署に送付するなどして、情報提供を行う。

(3) 参加申込終了日から入札締切日まで

- ①工事主管課長は、申込者から、兼務申請書に記載された工事について説明を受け、内容を確認し、確認後は兼務申請書の確認欄に押印する。
- ②参加申込者は、確認印を押印した兼務申請書を入札締切日までに経理課契約係担当者へ持参または郵送により提出する。

(4) 受注者決定後

受注者の兼務申請書は、原本を案件発注部署で保管し、写しを契約担当者および既に履行中の工事は発注部署で保管する。

付則

この基準は、平成28年2月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

この基準は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

この基準は、令和 4 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。